

制度解説

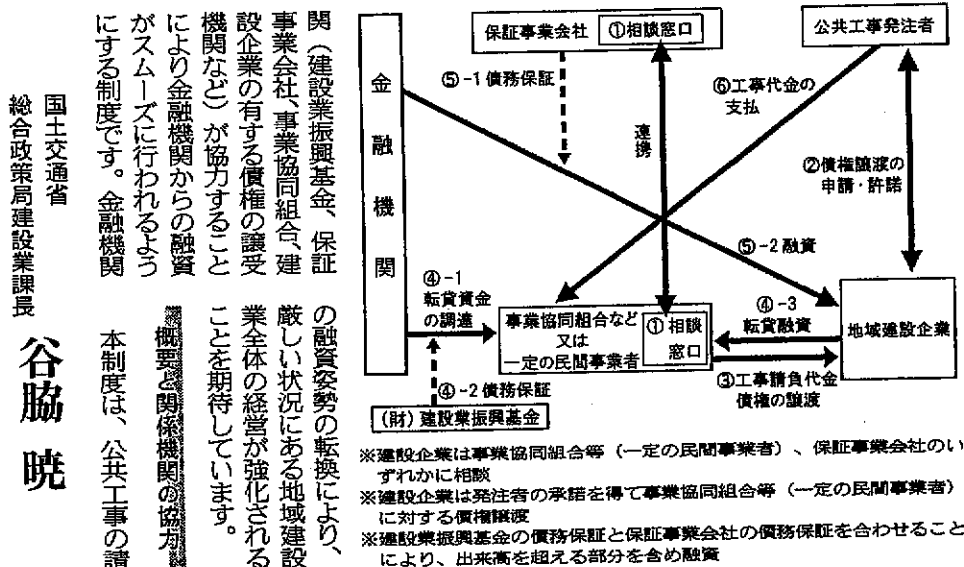
寄稿

創設の背景と目的

地域の建設業は非常に厳しい状況にあります。国土交通省では8月から9月にかけて緊急のヒアリング調査を実施したところ、公共投資の拡大、採算の確保や地方公共団体の入札契約の改善と併せて、金融機関の厳しい融資姿勢の改善を求める意見が数多く寄せられました。このため、資金調達の円滑化に向けて、金融庁や中小企業庁との連携を深めるとともに、11月4日から「地域建設業経営強化融資制度」をスタートすることとしました。

この融資制度は、公共工事の請負代金債権を活用し、建設業に關係の深い機

地域建設業経営強化融資制度



国土交通省
総合政策局建設業課長

谷協 暁

本制度は、公共工事の請負代金債権の活用により、建設業の経営が強化されることを期待しています。

Point 資金調達円滑へ 11月4日スタート

負代金債権を債権譲渡機関に譲渡することにより、工事の途中段階から、出来高相当部分については建設業振興基金の保証を活用して債権譲渡機関から、出来高を超える部分については、保証事業会社の保証付で地方銀行などから、それぞれ融資を受ける制度です。債権譲渡機関は、従来の下請セーフティネット債務保証事業を実施していた事業協同組合のほかに、建設業の実務に關して専門的な知見を有する民間事業者を追加します。

Point 地域のリーダー企業が率先活用期待

活用は当然の要請
 ①債権譲渡して資金調達することについてためらいを感じる企業があるかもしれないが、本制度は効果的な資金調達手法の一つであり、合理的な経営を行う企業であれば、本制度の活用は当然のことです。金融機関から融資を受けるに際して、企業にとってより有利な形で融資を受けることは経営者として当然のことであり、金融機関としてもよりリスクの少ない形での融資を希望するはずで、無借金経営を行っている企業は別に、公共工事を実施するすべての地域建設企業にとって、その経営を強化するメリットがある制度です。

本制度の活用は合理的な経営行動であり、風評被害などを引き起こす要因は含まれていません。このことを関連企業や地方公共団体などの皆さんに正確にご理解いただきたいと思います。各地域のリーダー企業には率先して利用していただくことを期待しています。それによって本制度が活きてきます。

②低入札で受注した工事は融資の対象にはなりません。これは、本融資を利用する目的でダンピング受注が増加することを未然に防止するための措置であり、ご理解いただきたいと思います。

③公共工事の発注者の協力が欠かせません。債権譲渡のための手続きなど手間が増えますが、出来高査定までは必要ないなど簡易な仕組みとしていますので、地域建設業を振興する観点から迅速な承認手続きの実施などの協力をお願いいたします。特に、現在債権譲渡を認めていない地方公共団体は早急に改善をお願いいたします。